

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 60

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.60

全北海道教職員組合

2019.2.14

道教委と「在校等時間の上限」に関する交渉④

在校等時間から除かれる「自己研鑽の時間」 について、自己申告とすることを確認

●時間外勤務の上限から除かれる「自己研鑽の時間」とは何を指すのか

文科省が示した指針によると、時間外勤務の上限から「自己研鑽の時間」と「その他業務の時間」が除かれるとされています。交渉で、「自己研鑽の時間」とは何を指すのか、質問しました。

【道教委の回答】

上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指すものがあります。例えば、所定勤務時間外に、幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間などを想定しています。

●「自己研鑽の時間」や「その他業務の時間」は、自己申告に基づくことを確認

また、指針では、「自己研鑽の時間」や「その他業務の時間」については「当該教育職員の申告に基づくものとする」とされています。交渉では、在校等時間から除く判断について、改めて、自己申告により行うことを確認しました。

【道教委の回答】

「自己研鑽の時間その他業務外の時間」は、職員の申告に基づき在校等時間から除くものがあります。

●「研究と修養」は教員の義務であり、「自己研鑽の時間」も業務とされるべき

教育公務員特例法第21条において「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定されています。道教委は、自己研鑽の内容を「幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間」としてはいますが、そもそも、研究と修養に努めることは、日々の教育実践に結び付けるためであり、本来は、それを業務とするのが当然です。

自己研鑽等について、自己申告により除くことを確認しましたが、上限の目安時間の遵守を求めるあまり、管理職が恣意的な指導を行うことないよう周知徹底することも求めました。